

毎週火、金曜日發行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一部改正

◇告示 土地の公用廃止

右 地方自治法施行令に基く人口
国民健康保険法に基く条例変更認可

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料
条例に基く使用料の減額

◇公安告示 鳥取県公安委員会聴聞規程の一部改正

◇正誤 昭和二十八年十一月十七日鳥取県規則第八
十号中訂正
昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五
百五号中訂正

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県規則第八十二号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正
する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則（昭和二十八年五
月鳥取県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 次に掲げる事項は、当該地方事務所長に委任す
る。但し、民生課関係中第六十三号から第六十五号ま
で及び涉外課関係については、西部地方事務所長に限
る。

同条民生課関係中第四十四号、第五十号及び第六十四号
を削り、第四十五号を第四十四号とし以下第四十九号ま
で一号ずつ繰り上げ、第五十一号を第四十九号とし以下
第六十三号まで二号ずつ繰り上げ、第六十五号を第六十

二号とし以下三号ずつ繰り上げる。
同条経済課関係中第三十五号及び第三十九号を削り、第三十六号を第三十五号とし以下三十八号まで一号ずつ繰り上げる。

同条農地課関係中第三号を次のように改める。

三 土地改良事業（災害復旧事業を含む。以下同じ。）の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事業の指導に關すること。

同条農地課関係に次の二号を加える。

四 土地改良事業の出來形検査及び補助金交付（災害復旧事業關係を除く。以下同じ。）に關すること

五 果営冷水温障害防止施設事業、農地保全事業、干拓堤塘補強又は補修事業の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに出來形検査に關すること

第三条本文を次のように改める。

第三条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては東部地方事務所長に、倉吉市の区域に係るものについては中部地方事務所長に、米子市の区域に

係るものについては西部地方事務所長に委任する。

同条民生課關係中第十四号、第二十号及び第三十四号を削り、第十五号を第十四号とし以下第十九号まで一号ずつ繰り上げ、第二十一号を第十九号とし以下第三十三号まで二号ずつ繰り上げ、第三十五号を第三十二号とする。

同条経済課關係中第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし以下第二十五号まで一号ずつ繰り上げる。同条経済課關係中第二十六号を削り、第二十七号を第二十五号とし以下二号ずつ繰り上げる。

同条農地課關係中第三号及び第四号を次のように改める。
三 土地改良事業の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに事業の指導に關すること

四 土地改良事業の出來形検査及び補助金交付に關すること

同条農地課關係に次の一号を加える。

五 果営冷水温障害防止施設事業、農地保全事業、干拓堤塘補強又は補修事業の实地踏査、測量、設計及び工事の監督並びに出來形検査に關すること

第四条経済課關係の前に民生課關係として次のように加える。

民生課關係

一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること（国健法八の二三）

二 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること（同法一一）

三 国民健康保険を行う社団法人の規程の制定、変更及び廃止の許可に關すること（同法三七の二）

同条経済課關係に次の三号を加える。
四 町村農業委員会に対する補助金の交付に關すること（農委法三）

五 小型船舶の船籍及び積量の測度に關すること（小型船舶の船籍及び積量の測度に關する政令）

六 漁船法（動力漁船及び海面漁業調整規則（昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号）第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。）に關すること（漁船法）

同条農地課關係中第十二号を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るものについては東部地方事務所長の、倉吉市の区域に係るものについては中部地方事務所長の、米子市の区域に係るものについては西部地方事務所長の専決事項とする。

同条経済課關係の前に民生課關係として次のように加える。

民生課關係

一 国民健康保険条例の制定、変更及び廃止の認可に關すること（国健法八の二三）

二 国民健康保険組合規約の制定、変更及び廃止の認可に關すること（同法一一）

三 国民健康保険を行う社団法人の規程の制定、変更及び廃止の許可に關すること（同法三七の二）

同条経済課關係に次の二号を加える。

四 小型船舶の船籍及び積量の測度に關すること（小

型船舶の船籍及び積量の測度に關する政令)

五 漁船法(動力漁船及び海面漁業調整規則(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用する漁船を除く。)に關すること(漁船法)

同条農地課關係第十号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年十月一日から適用する。但し、民生課關係については、昭和二十八年十一月十日から適用する。

告 示

鳥取県告示第五百十号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取市千代水前田一五一ノ一番から一六三番地先まで水路敷二二五坪

(關係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百十一号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 鳥取市下味野字畑田上の割三二ノ一番から三二ノ二番地先まで水路敷五坪

(關係図面は土木部管理課に保管)

鳥取県告示第五百十二号

昭和二十八年十月一日倉吉市設置に伴い境界変更があつた東伯郡灘手村の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第二号の規定による人口は一、八七五人である。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百十五号

国民健康保険を行つてゐる次の市に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる市 鳥取市
一 認可年月日 昭和二十八年十一月二日

鳥取県告示第五百十六号

国民健康保険を行つてゐる次の町村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行つてゐる町村
東伯郡灘手村 昭和二十八年八月三十日

八頭郡家町 十一月五日

岩美郡浦富町 十月三十日

鳥取県告示第五百十七号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料手数料条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号)第五条の規定により同条例第二条に規定する使用料の額を昭和二十八年十一月二十四日から同年十一月二十八日までの間次のとおり減額する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 個人の場合

昭和十八年厚生省告示第六十六号に基いて算定するものはその算出額の四割

二 集団等の場合(二十人以上が団体となつて医療、健康診断、衛生に關する試験、検査、分析、鑑定等を受ける場合等)

1 検査(試験)料

ツベルクリン皮内反 五円集団
 応検査
 赤血球沈降速度測定 十円右同採取料を含む
 梅毒血液反応検査 三十円右同妊婦 補体結合反応検査及び沈降反応検査を併せて行う場合、採取料を含む
 血液型検査 十五円右同採取料を含む
 喀痰顕微鏡的検査 十円右同
 喀痰細菌学的培養検査 四十五円右同
 糞便顕微鏡的検査 五円右同
 BCG接種 十円右同
 腸内細菌培養検査 五十円五件以上十九件まで 一地域一回当り実施件数一件当り
 右同 三十五円二十件以上三十九件まで 右同
 右同 二十五円四十件以上右同
 水質細菌学的検査 五十五円五件以上九件まで 右同

右同 四十五円十件以上十九件まで 右同
 右同 三十五円三十件以上 右同
 歯石除去における処置 十五円集団 一顎につき
 アマルガム充てん 四十五円右同 一歯につき
 拔牙(白歯) 三十円右同 右同
 右同(前歯) 二十五円右同 右同
 右同(乳歯) 二十円右同 右同
 2レントゲン診断料
 透視診断 二十円 集団
 間接写真診断 十五円 右同
 右同六×六センチメートル 三十円 右同
 写真診断六ツ切型 百十五円 右同
 四ツ切型 百四十五円 右同
 大四ツ切型 百七十五円 右同

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七号

鳥取県公安委員会聴聞規程(昭和二十五年鳥取県公安委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

昭和二十八年十一月二十四日

鳥取県公安委員会 委員長 秋久 勳

附則に次の一項を加える。

4 自動車運転免許等の取消又は停止の行政処分について聴聞を行う場合この規程中業者とあるのは、自動車運転免許等の所持者と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

正 誤

昭和二十八年十一月十七日鳥取県規則第八十号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

昭和二十八年十一月十七日鳥取県告示第五〇五号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤	正
二	上	五	後開	後開
頁	行	段	誤	正
七	二	六	〇二〇〇	一七二四
七	二	七	一九〇九	〇二〇〇
九	二	八	〇一〇〇	一〇二〇
同	六	五	一三ノ五	一二ノ五
同	一六	七	〇九〇〇	一〇〇〇
同	同	八	一〇〇〇	〇九〇〇
同	一七	七	〇五〇〇	一〇〇〇
同	同	八	一〇〇〇	〇五〇〇
同	一八	四	同	同
同	同	七	〇一〇〇	一〇〇〇
同	同	八	一〇〇〇	〇一〇〇
一〇	一	七	〇三〇〇	一〇〇〇
同	同	八	一〇〇〇	〇三〇〇